



GYOSEISHOSHI HOKKAIDO



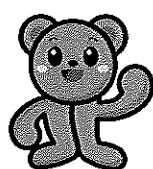
ヤマコウモリ（撮影：中島宏章さん）

行政書士北海道

2008年9月 No.291

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>

メールアドレス = gyosei@mrd.biglobe.ne.jp



ピックアップ・函館

ピックアップ・函館支部
佐藤 聡 支部長

今月のピックアップ
朋栄土木工業株式会社
八戸 正男 社長

業務資料・特集

貨物自動車運送事業における
行政処分等について

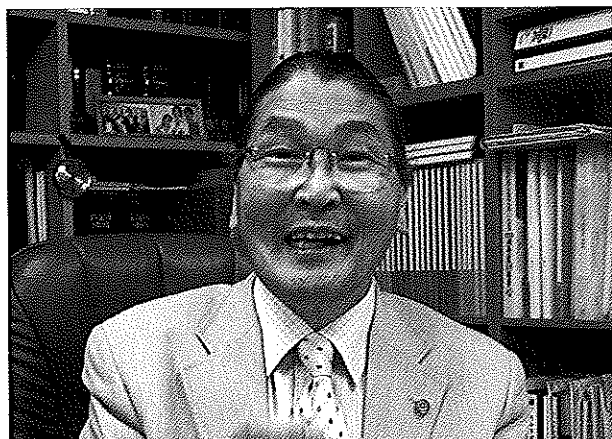
シリーズ・成年後見最前線②



ピックアップ・函館

Pick up

支部ピックアップ：函館支部



函館支部・佐藤支部長

支部ピックアップの第5回目は函館支部です。佐藤聡支部長にお話をお聞きました。

* * *

編集委員：函館支部の概要についてお聞かせください。

佐藤支部長：函館支部の現在の会員数は119名です。エリアは渡島・檜山支庁が管轄する2市16町にまたがる非常に広い地域になっていますので、例えば奥尻町のように現在は行政書士がいない町もあります。

編集委員：函館支部では、どのような研修を行なっていますか。

佐藤支部長：研修は年5、6回の割合で、行政書士の主力業務を中心に法改正があったものをその都度研修に取り上げています。この通常の研修会のほかに、最近是新入会員が多くなってきているので基礎実務研修会も開いています。これは新入会員を対象に、実務に踏み込んだ具体的な研修をグループ形式で行ないます。若い会員の力は我々も必要ですから、廃業といった残念なことにならないように、実際の業務を行なう上で分からないことは先輩に質問できるような協力体制を作ってサポートしています。その他にも中小企業継承や許認可など、これから行政書士の業務になるであろうというものにも着目して勉強していくことも考えています。

編集委員：函館支部が行なっている活動について教えてください。

佐藤支部長：函館市からの委嘱で、函館市役所で月2回の無料相談会を行なっています。また函館支部が中心になり設立した「5士業連絡協議会」が去年設立10周年を迎えましたが、毎年この5士業で無料相談会も行なっています。去年は行政書士会が担当だったので、裁判員制度を取り上げて市民にも参加してもらう講座を開催しました。

函館支部が毎年取組んでいる大きな活動として、市民講座があります。今年は9月20日に「ザ・相続!!ノブオがのこした遺言書」というテーマで開催します。以前は街頭無料相談会をやっていましたが、もう少し

目次

ピックアップ・函館		札幌支部会員交流会が開催されました	24
支部ピックアップ	2～3	平成20年度 新入会員研修会(集合研修)が	
今月のピックアップ	4～5	開催されました	24
シリーズ・成年後見最前線②	6～14	網走支部業務研修会「任意後見と遺言について」	24
貨物自動車運送事業における		新入会員	25
行政処分等について	15～20	会議開催状況(7～8月)	26
涉外業務初任者基礎講座のご案内	21	ご逝去	27
第5回涉外業務研修会開催のご案内	21	編集後記	27
表紙写真提供者インタビュー	22～23		



付加価値を付けて、来ていただいた方に関心を持って欲しいという話の中で、身近で親しみやすい相続・遺言をテーマにして、会員が受けた事例を元に内容を工夫して10分以内の寸劇をする話を持ち上がりました。去年の会場は市民会館の大会議室で140名程の客席を用意していたところ200名以上が来場されて、入れない方には帰っていただいた経緯がありますので、今年はステージのある広めの会場で30分くらいの寸劇をやります。

第1部として今年も相続・遺言にスポットを当て、同時に成年後見制度についての内容も含めた寸劇を行い、その後、寸劇の内容に沿った相続・遺言についての話をして市民と行政書士と一緒に勉強をしていきます。それから息抜きを兼ねて、景品を用意して相続・遺言に関する〇×クイズ大会を行います。市民の方は例年、大変関心を持ってくれます。クイズに間違った市民からは「どうして違うんですか？」と質問が出ることもあり、説明をすると理解していただけるし行政書士にも勉強になることがあります。

その後第2部として無料相談会を行ないますが、去年は65件もの相談があり、なかでも市民の相続・遺言に関する関心の高さには、驚かされました。

今年で7回目となる市民講座ですが、寸劇は4回目になります。リピーターの方も多く、事務局に「今年はどんな寸劇をやるの?」と問合せが入るほどです。台本、構成、演出、俳優のすべてが行政書士の手作りですから、行政書士が一生懸命に劇に取り組んでいる様子が見る側にも伝わっているようです。市民の皆さん

に行政書士を身近に感じてもらえることが、無料相談会の件数の多さにも反映していると思います。

また今年は10月4日に、本会の夕張支援事業の一環で、今年の劇に関わった当支部の会員が夕張市の公民館に出向いて、「ザ・相続!!」の寸劇を披露することになりました。函館市以外で劇を披露するのは初めてなのでどうなるか心配ですが、寸劇は市民の方が興味ある内容ですので、是非たくさんの夕張市民の方に見ていただきたいと思います。

編集委員：今後の支部運営についてお聞かせください。

佐藤支部長：支部活動で大切なことは、行政書士制度のPRと行政書士の業務内容を市民の方に知っていただくことです。函館支部は支部のホームページを持ち、アクセス数が結構ありますので運営協議会を立ち上げて情報の更新を行なっています。また支部では、手作りでPRビデオを制作し市民講座の前などに市民の皆さんにご覧いただくことにしています。

さらに、最近では隣の北斗市と懇談会を開催して行政書士としてお手伝いすることを積極的に申し出ています。市民講座も継続して取り組むことで、より身近な行政書士を市民の皆さんにPRしていきたいと考えています。

第7回 市民講座

ザ・相続!!

～ノブオがのこした遺言書～

○と 日/平成20年9月20日(土)
PM10:00～PM11:00

○と 日/国館市民会館 3F
小ホー-ル・大会議室

●第1部 終了寸前 料 13:00～
★ノブオの跡子ノリ子に、見舞をのこして
遺産を相続する、心づかいや手続きについて
60分短・速習のあられについてのお話
★クイズ（賞品あり）

●第2部 無料相談会 15:00～
相談：借金・会社買収・相続税・成年後見
その他、個別相談に応じます。

※先着200名様に「**現金1万円**」または「**記念品プレゼント**」

入場無料

●主催／
北海道行政士会 函館支部

●協賛／ロウワラ水光ビルディング、JAバンク、
●後援／「無病者」「未病者」「患者」に対する生活支援、NPO法人ほくろはな
り健康推進協議会、社会福祉協議会、社会福祉施設、介護保険事業所、保健センター
など、関係機関との連携により、高齢者の生活を支える取り組みの一環として

会場は左へ、北海道行政士会函館支部事務室

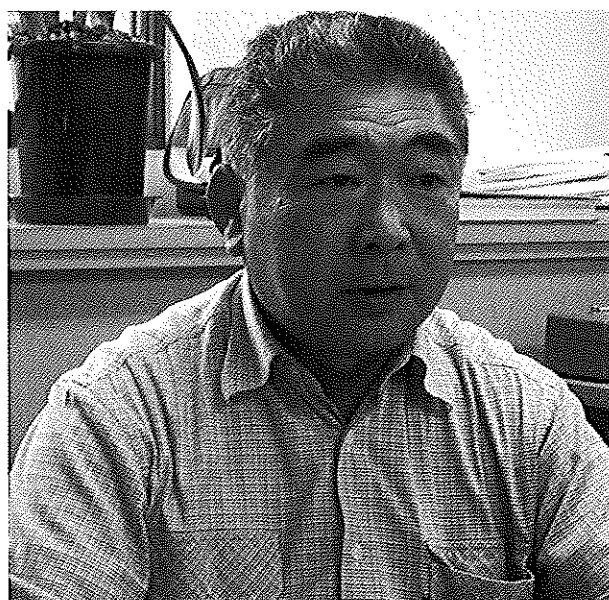
市民講座の看板

今月のピックアップ

地球温暖化対策や循環型社会の形成に貢献しようと多くの方々が自分たちにできることはあるだろうかと考え、実践しています。

エコバッグはかなり定着してきました。また、割り箸を使わずに「マイ箸」を持参して外食している方々もみかけるようになりました。

そこで今回わたしたちは、バイオ燃料(廃食用油燃料)に注目してみました。バイオ燃料は軽油の代替燃料として既販のディーゼル自動車に使用されています。そのバイオ燃料を精製・販売している函館市の朋栄土木工業株式会社の八戸正男社長を取材しました。



朋栄土木工業株式会社 八戸社長

編集委員：バイオ燃料を作ろうと思ったきっかけはなんですか？

八戸社長：最初はゴミを少なくしたいという思いで資源回収をやっていたんです。でも、その資源の中に廃油があることに気がしました。いろいろ調べていくと、食用廃油を回収して加工することによりディーゼル車の燃料にできることがわかりました。現在、私の会社にある13台の車も全部回収した廃油から作った燃料を使っています。軽油と比べて値段も安いので経費の削減にもなります。気になる臭いありませんよ。

編集委員：この燃料はCO₂排出がゼロであると聞きましたが、

八戸社長：もともとガソリン車と比べてもディーゼル車のCO₂の排出量は少なかったわけですが、この

燃料では、燃料のもとになっている油が菜種や大豆などの植物から作られていますので、植物の成長過程で光合成で吸収するCO₂と相殺されるため、ライフサイクルで見ると、理論上のCO₂排出量がゼロになるんです。

編集委員：軽油を使ったときに出る多くの疾病原因とされている黒煙などの量はいかがですか。

八戸社長：これは軽油と比較し約3分の1以下に減少します。またそれだけではなくバイオディーゼルは小児ぜん息・アトピーなどの原因と言われている硫黄酸化物は、排ガス中にほとんど含まませんので健康面でも良いと思いますよ。

編集委員：温暖化の直接の影響となっているCO₂の問題だけではなく、別の公害要素についてもかなり改善されているんですね。この、廃油の回収には「産



バイオ燃料精製機

業廃棄物収集運搬業(以下、産廃)」の許可を持てられているのですか。

八戸社長：そこが問題でした。役所ではやはり産廃の許可が必要だということです。私も産廃の許可は持ってませんからね。ただ、廃油を有料で買い取るのなら、産廃の許可は不要であるということなんです。当事者間の単なる売買になると。これが結果的によかったです。廃油を出すお店では、これまで経費を掛けて廃油を処理していたものを、今度は逆に買い取ってくれることになったわけですから。だから喜んで協力してくれます。今までは棄てたり、お金を出して処分していたものを再び燃料にして有効活用できるということに皆さん好意的です。

編集委員：バイオディーゼル燃料の欠点がありますか。

八戸社長：一つだけ欠点があります。それは冬の寒さのために燃料が固くなり燃えにくいということで

す。それで11月から3月までの期間は普通の軽油を使っていたかようにお願いしています。その点だけですね。もう3年程この燃料を使っていますが、車自体もまったく異常なく使えますし、燃費も10%程よくなっています。

編集委員：この燃料を使うためには何をしなければなりませんか。

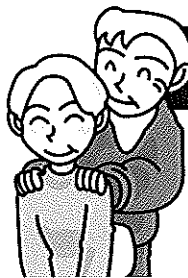
八戸社長：自動車の改造はまったく必要ありません。軽油を燃料とするディーゼル車はそのまま使えます。正式には、運輸局に届け出る必要がありますね。届け出ると、車検証の隅にある「その他検査事項」欄に「燃料 廃食用油燃料併用」と記載してくれます。これからこの燃料の良さをアピールしていきたいと思っています。(下記参照)

備 考
〔函館〕、継続検査
自動車重量税額 ￥25,200
この自動車は平成21年11月6日以降の有効期間満了日
NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができませ
自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。
〔走行距離計表示値〕157,000km(平成19年1
〔旧走行距離計表示値〕138,900km(平成18年
日)
〔その他検査事項〕(1)燃料 廃食用油燃料併用
以下余白

廃食用油併用と記載



バイオディーゼル普及協議会



シリーズ・成年後見最前線②

今回は法定後見申立てに必要な添付書類の関係についてお話していきましょう。

※注意：法定後見の申立書は、我々行政書士が作成することはできません。
弁護士又は司法書士が作成する書類となりますので、注意してください。

また、下記の記事については、札幌支部小川会員が法定後見申立てに必要な添付書類を収集したときの経験談です。

以下添付の業務資料を参照しながらお読みください。

1. まず必要なのは診断書(成年後見用)です。精神科だけでなく内科医でも可能となりました。被後見人予定者のかかりつけの病院、お近くの病院を当たってみましょう。鑑定書の作成も可能かどうかをお聞きになってみた方が良いでしょう。又、診断をしてから何日で診断書が出来上がるかも前もって打診しておきましょう。特に申立が急を要する場合は事情を説明し最短何日でできあがるかのチェックが必要です。

最初の頃の申立の際、診断書を書く担当が院長のみで週2回の出勤でした。結局、診断書が上がるまで2週間以上かかった苦い経験も有ります。

この診断書が申立書の根拠となります。診断書の項目3の「判断能力判定についての意見」でどこにチェックが入っているかを見て下さい。1番上だと後見、2番目だと保佐、3番目だと補助とする申立が一般的です。

しかし今までに納得の出来ない診断書もありました。自分の生年月日も、今日の日付も言えない方が補助の判定で出てきたのです。それも精神科の総合病院でした。申立の段階では保佐で申立をして鑑定医を変えるようお願いしました。最終的には後見の決定でした。

このように診断書どおりの申立でなくとも裁判所は受け付けてくれます。特に後見と保佐の判断は難しいところです。

診断書に併せて診断書の附票の提出も求められています。

内容は①診断書を書ってくれた医師による鑑定も可能かどうか ②実際の鑑定に関しての費用、期間等を問う設問 ③鑑定に関する連絡窓口の3項目からなっています。

2. 戸籍関係を揃えましょう。兄弟、親子関係を調べますので相続手続に近い揃え方になります。添付書類に親族同意書がありますので、戸籍の附票も取り寄せて、現住所を確認しておくことも必要です。

又本人に関しては全部事項証明では不足で改製原戸籍謄本が必要とされています。従って札幌市の方は必ず改製原戸籍謄本が必要となります。

3. 「登記されていないことの証明申請書」を請求、取得しましょう。

道内で申請書の受付が出来るのは、札幌法務局、旭川地方法務局、函館地方法務局、釧路地方法務局の4箇所だけです。この4箇所の法務局へ行けない方は東京法務局民事行政部後見登録課へ郵送申請もできます。

申請する本人(被後見人予定者)が法務局へ行けない場合は、委任状を持参すれば取得が可能です。4親等以内の親族の方に行って頂いても取得可能ですが、本人との間柄を証明する戸籍謄本が必要となります。この場合戸籍のコピーをとっておいて原本還付をしてもらうことが肝要です。又証明を受ける方の欄は書かれたものがそのまま複写され証明書となる為はっきり、

分かりやすい字で書き方のルールに従って書くことが求められています。

尚、申請書1通あたり400円の登記印紙が必要となります。

次に申立に必要な書類のうち財産関係の資料について見てみましょう。この財産関係の書類を作成することがその方の後見予算を作ることにもなります。1年後に後見人に付与される報酬もここから決定されるといえます。尤も報酬については財産だけではなく他のファクターもありますが、財産のウエイトは高いと思います。

1. 定期的な収入

まず年金の支給通知書が必要となります。葉書できていますが紛失している場合は社会保険事務所で再発行も可能です。でも今社会保険事務所は大変混んでいるのでいけない場合、振込まれる通帳と年金証書でも可能です。

社会保険事務所で再発行してもらう場合は本人からの委任状が必要なというまでもありません。

年金以外にも定期的な収入がある場合はリストアップが必要です。例えば不動産収入がある場合は確定申告書、収支内訳書が必要となります。いずれにしても家庭裁判所へ被後見予定者のすべての預貯金の通帳のコピーを提出しなければなりません。その中の収入に該当するものを把握し、証明書類をそろえる事が求められています。

私の扱った事例の中で、被後見予定者がお金を貸していたがメモ書程度の借用書だったことがありました。早速債務者に来て頂き正式の借用書を作成し、そのコピーを裁判所に提出しました。

2. 定期的な支出

ここには年間支出する費用をすべてリストアップしましょう。勿論証明となる書類の添付は不可欠です。

健康保険料もしくは後期高齢者保険料、介護保険料、道・市民税、固定資産税等公の機関より郵便、もしくは葉書できています。

しかし認知症等がすすんでいてどうしても見つからない場合があります。その場合は各機関に行って証明書の発行をお願いしましょう。市・区役所、町・村役場が対象ですが部署がいくつかありますので前もって調べていった方が安心です。この場合も委任状が必要なことはいうまでもありません。

施設、病院の3ヶ月以内の領収書も必要です。直近で大きなイレギュラーな支出があった場合は、6ヶ月あるいは1年間の領収書を揃えて合計し、平均して恒常的な数字を算出する場合があります。収入と同じく預貯金通帳に出てくる恒常的なものは報告が必要です。見逃しがちなものとしてはNHKの受信料などがあります。

3. 預貯金通帳

本人名義の通帳全部が求められています。でも後見に入ってから活動から発見される場合もあります。その場合は遅滞なく家裁に報告しなければなりません。預貯金の通帳は表ページからすべてコピーして出しましょう。3ヶ月以内に更新している通帳であれば更新前の通帳のコピーも必要です。又ゆうちょの定額証書の場合は表も裏もコピーが必要となります。

4. 生命保険

本人が契約者となっている保険契約の証書・証券もコピーしましょう。保険契約をチェックしていると分かりにくい契約書が出てくる場合もあります。その場合は後見が成立してから保険会社と交渉しましょう。後見成立前だと保険内容についても教えてくれません。特に外資系の保険会社では分かりにくい内容のものが多いため要チェックです。反面入りやすいというメリットがあるのも事実ですが、又本人が亡くなった後も更新できるという保険もあったりしますので結構注意が必要な分野です。

お年寄が入っている保険で年金型のタイプも多く見られるようになりました。支給開始がいつか、年間いくら出るのか証券だけでは分からない場合もあります。支給情報を探し金額を確定しましょう。又一部ドル建て、ユーロ建て支給というタイプも出てきています。外貨の動きをチェックする必要もあります。

5. 不動産

本人が単独もしくは共有している不動産の登記事項証明書又は登記簿謄本のコピーが必要です。地番がはっきりしていれば最寄の法務局で取得できます。抵当権が設定されている場合は共同担保目録も必要となります。ただ昔の地番が分からなく請求する場合最寄の法務局では難しい場合もあります。その場合は該当の法務局へ赴き古い地番を調べ請求しましょう。

固定資産税の通知書から評価額を抽出することができます。もし紛失している場合は区・市役所、町・村役場で評価証明書を発行してもらいましょう。フォームはインターネットで抽出できますが、この場合も委任状が必要となりますので要注意です。

6. 負債

債権者名、債務金額、月々の返済額がわかるものが、求められています。住宅ローンの償還表、金融会社から借りている場合は督促状などです。又個人間での債務があれば、債務契約書のコピーが必要です。

7. その他

株式、本人が法定相続分を有する相続関係の資料等はこれにあたります。

証券会社から出ている通知書があればOKです。なければ証券会社に委任状を持っていけば提出してくれます。遺言公正証書の提出を求められることもあります。

以上財産関係の書類についてお話しましたが全て完璧にというのが難しい場合もあります。そんな時は家庭裁判所に申立てをする前にここここが調査中でいつまでに回答しますとあらかじめ弁護士又は司法書士に申告しておきましょう。又後見人に就任後、後見活動を開始してわかることもたくさんあります。就任後はたえず担当書記官と連絡をとる態勢が必要です。そして自分の手帳等に〇〇書記官に何月何日許可を貰ったというように書き込んでおきましょう。裁判所への報告は1年後ですから、その時になって慌てないようにしたいものです。

なお、今回は、財産管理、身上監護、本人死亡後、その他の各事務手続きを掲載予定です。

[資料]

(家庭裁判所提出用) *この診断書の記入要領については、最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

診 断 書 (成年後見用)

1	氏 名	男・女
	生年月日 M・T・S・H	年 月 日生 (歳)
	住所	
2	医学的診断	
	診断名	
	所見 (現在症、現在の精神状態と関連する既往症、合併症など。)	
	精神上の障害の程度 ☐ 最重度 ☐ 重度 ☐ 中等度 ☐ 軽度 →「重度」と判断される場合は、以下にも記入をお願いします。 ☐ 知能検査実施済み (IQ= (検査名, 実施日)) ☐ 長谷川式簡易知能評価スケールを実施済み (点, 実施日) ☐ 知能検査等の施行が不可能な状態である。 (理由:) ☐ その他 () ☐ いわゆる植物状態やそれに準ずる状態である。 ☐ 言葉・筆談で他者とコミュニケーションがとれないか、発語等はあっても意味が通じない又は通じないことが多い (痛みを訴えたり、物を取ってほしい等の簡単な意思表示はできるが、それ以上のやりとりはできない場合も含む。)	
	備考 (診断が未確定のときの今後の見通し、必要な検査など)	
3	判断能力判定についての意見 (下記のいずれかをチェックするか (意見) 欄に記載する)	
	☐ 自己の財産を管理・処分することができない。 (後見程度。日常的に必要な買い物も自分ではできず、だれかに代わってやってもらう必要があるという程度) ☐ 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。 (保佐程度。日常的に必要な買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為 (不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等) は自分ではできないという程度) ☐ 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。 (補助程度。重要な財産行為 (不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等) について自分でできるかもしれないが、本人のためにはだれかに代わってやってもらった方がよいという程度) ☐ 自己の財産を単独で管理・処分することができる。 (意見)	
	判定の根拠 (検査所見・説明)	
	備考 (本人以外の情報提供者など)	

以上のとおり診断します
 病院又は診療所の名称
 所在地・電話番号
 担当診療科名
 担当医師氏名

平成 年 月 日

印

診 断 書 附 票

後見開始または保佐開始の審理にあたっては、本人の財産管理能力などに関する精神鑑定を行うことがあります。

そこで、診断書を作成された先生に鑑定も依頼できるかどうか伺いたいので、お手数ですが、下記事項にもご回答ください。

なお、新しい成年後見制度においては、精神科医に限ることなく広く主治医の方に鑑定をお願いし、医師のご協力をいただいております。

1 今後、家庭裁判所から精神鑑定の依頼があった場合、

- ☐ 鑑定を担当できる。(2以下にもご回答ください)
- ☐ 鑑定は担当できないが、下記の医師を紹介できる。

氏 名：

所属病院：

連絡先：住所

電話番号

- ☐
- その他

(以下は、鑑定を担当していただける場合にご回答ください)

2 実際の鑑定に関して

(1) 鑑定費用について

(裁判所としては一般的に6万円(税、文書料等込)でお願いしております。)

- ☐ 万円で担当する。

- ☐ その他 (

(2) 鑑定に要する期間について

(多くの事例で、30日間前後でご担当いただいております。)

鑑定には、日間必要です。

(3) 最高裁判所作成の「成年後見制度における鑑定書作成の手引き」の送付について

- ☐ 不要 ☐ 必要

(4) 鑑定書書式データのフロッピーの送付について

(一太郎、Wordの書式を用意してあります。)

- ☐ 不要 ☐ 必要

3 裁判所から鑑定に関する連絡を差し上げる際、窓口となる方をお書きください。

(医師がご多忙の場合、連絡がとりやすい方をお書きくださると助かります。)

- ☐ 医師に直接

- ☐ 醫師以外

氏名：

所属：

電話： ()

郵便送付先：

*連絡方法に関して注意事項があればお書きください。

* なお、正式な鑑定依頼は、申立人が鑑定費用を当裁判所へ予納した後に、改めて文書にて差し上げます。

[資料]

「登記されていないことの証明申請書」

(後見登記等ファイル用)

02

請求できるのは、本人、本人の配偶者または四親等内の親族です。
 なお、代理の方が申請する場合は、該当する方からの委任状が必要です。

<記入例>

法務局

平成〇年〇月〇日申請

請求される方 (請求権者)	住 所	北海道〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		登記印紙を貼る場所 必ず貼ってください
	(フリガナ)	コウノハナコ		
	氏 名	甲 野 花 子		
	証明を受ける方の関係	☐ 本人 ☒ 配偶者 ☐ 四親等内の親族 ☐ その他 ()		登記印紙 1通につき400円 ※額印はしないでください。 [登記印紙は収入印紙と違いますのでご注意ください。]
代理人 (上記の方から頼まれた方)	住 所			
	(フリガナ)			
	氏 名	記入不要		1通につき400円 ※額印はしないでください。 [登記印紙は収入印紙と違いますのでご注意ください。]
	連絡先(電話番号)	() 印		
返送先 (上記以外に証明書の返信先を指定される場合に記入)	住 所			
	宛 先			1通につき400円 ※額印はしないでください。 [登記印紙は収入印紙と違いますのでご注意ください。]
	※返信用封筒にも同一事項を必ず記入			
添付書類 (本人が請求する場合は不要)	☐ 委任状 (代理人が申請するときに必要。また、会社等法人の代表者が社員等の分を申請する時に社員等から代表者への委任状も必要) ☒ 戸籍謄抄本等親族関係を証する書面 (本人の配偶者・四親等内の親族が申請するときに必要) ☐ 法人の代表者の資格を証する書面 (法人が代理人として申請するときに必要)			
証明事項 (いずれかの□にチェックしてください)	☐ 成年被後見人、被保佐人とする記録がない。(後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方) ☐ 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。(後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要な方) ☒ 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。(後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明が必要な方) ☐ その他 () とする記録がない。(上記以外の証明を必要とする場合)			
請求通数	1	証明を受ける方の氏名のフリガナ	コウノハナコ	

◎証明を受ける方 この部分を複写して証明書を作成するため、字固をはっきりと、住所または本籍は番号、地番まで記入してください。

①氏 名	甲 野 太 郎	
②生年月日	明治 大正 昭和 平成 西暦 ☐ ☐ ☒ ☐ または ☐ 年 ☐ 月 ☐ 日	
③住 所	都道府県名 市区町村名 北 海 道 〇〇市〇〇町 丁目 大字 地番 〇丁目〇番〇号	
④本 籍	都道府県名 市区町村名 北 海 道 〇〇市〇〇町 丁目 大字 地番 (外国人は国籍を記入) ☐ 国籍 〇番地	

提出先から特に指定がない場合は、住所または本籍(外国人の場合は④に④し、正しい国籍名)のいずれかを記入してください。

- 記入方法：1. 証明を受ける方の氏名のフリガナ欄は、例えば、[ヤマダ] [タロウ] と左詰め(氏と名の間に1字空き)でカタカナで記入してください。
 2. 外国人は氏名欄に本国名(漢字を使用しない外国人はカタカナ)を記入してください。
 3. 生年月日欄は、例えば、昭和に④し [1940] 年 [11] 月 [11] 日と右詰めで記入。
 4. 郵送請求の場合は、返信用封筒(あて名を書き、切手を貼ったもの)を同封し下記のあて先に送付してください。

申請書送付先：〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課

(登記所が記載します)	交付通数	交付枚数	手数料	受付	年 月 日
				交付	年 月 日

「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項

「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。

この証明書は、平成12年4月1日以降に登記されていないことを証明するものであり、同年3月31日までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受けているかどうかを証明するものは、従来どおり本籍地の市区町村が発行する身分証明書、戸籍謄本または抄本になります。

1 証明書の交付申請手続

○窓口申請の場合

表面の申請書に所要事項を記入。

⇒ 申請書に登記印紙(注1)(1通⇒400円)を貼付。

⇒ 申請書を直接窓口へ提出。(注2)

○郵送申請の場合

表面の申請書に所要事項を記入。

⇒ 申請書に登記印紙(注1)(1通⇒400円)を貼付。

⇒ 返信用封筒(あて名を明記・切手を貼付したもの)を同封し、下記のあて先へ送付。(注3)

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

(交通: 地下鉄九段下駅 6番出口 徒歩5分)

TEL 03-5213-1234 (代表), 03-5213-1360 (ダイヤルイン)

証明書申請の際、請求される方(代理申請の場合は代理人)の本人確認に関する書類(運転免許証・健康保険証・パスポート等、住所、氏名及び生年月日が分かる書類)を提示していただきますようお願いいたします。

また、郵送申請の場合は、申請書類とともに、上記本人確認書類のコピーを同封していただきますようお願いいたします。

2 申請書の記入上の注意事項

(1)「請求される方」欄

必ず押印し(認印でも可)、連絡先(電話番号)も記入。

代理人が申請する場合は、「請求される方」の押印は不要です。

(2)「代理人」欄

代理人が申請する場合 ⇒ 委任を受けた方の住所・氏名を記入。代理人は必ず押印し(認印でも可)、連絡先(電話番号)も記入。

(3)「返送先」欄

証明書の送付先を上記(1)または(2)以外とする場合に記入。

ただし、送付先は申請された方の勤務先または居所に限ります。

(4)「添付書類」欄

証明を受ける方本人が申請する場合 ⇒ 添付書類は不要。

証明を受ける方の配偶者または四親等内の親族が申請する場合 ⇒ 証明を受ける方との関係を証する発行から3か月以内の戸籍謄本または抄本が必要。

代理人が申請する場合 ⇒ 証明を受ける方本人、その配偶者または四親等内の親族からの委任状の添付が必要。また、本人の配偶者または四親等内の親族から委任された場合は、前記委任状に加え、証明を受ける方本人と委任者との関係を証する戸籍謄本または抄本(いずれも発行から3か月以内)も併せて必要。

なお、代理人(受任者)が法人の場合は、上記添付書類に加え、代表者の資格を証する書面として法人の登記事項証明書または代表者の資格証明書(いずれも発行から3か月以内)も併せて必要。

(5)「証明事項」欄

証明事項のチェックは、証明書の提出先の官公庁等に確認してください。

なお、《宅地建物取引業、産業廃棄物処理業、警備業、貸金業、古物営業、風俗営業》については、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」の事項にチェックしてください。

(6)「証明を受ける方」欄

この申請書は自動読取装置で機械処理しますので、該当事項のチェック及び所要事項の記入は明瞭に願います。特に「証明を受ける方」欄は、この部分がそのまま証明書に複写されますので、字画をはっきりと、住所または本籍を正確に記入してください。

なお、外国人の場合は、①氏名欄は本国名を、④本籍欄は□国籍欄にチェックし、国籍のみを記入してください。

注1 1通につき400円分の登記印紙を、申請書の所定の箇所に貼り付けてください。

登記印紙は、各中央郵便局、各家庭裁判所の最寄りの郵便局、法務局・地方法務局及びその支局・出張所で印紙売場が設置されているところで入手できます。

注2 窓口の受付時間は8:30から17:15です。

注3 郵送申請の場合は、1週間程度要します。なお申請が集中する時期は更に相当日数を要する場合がありますので、できるだけ余裕をもって申請してください。

ご不明な点は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

[資料]

財産目録（１）

本人氏名

作成者氏名

1 預貯金

	金融機関名 (本支店名も記入)	種類	口座番号	金額 (残額)	管理状況等
①				円	
②				円	
③				円	
④				円	
⑤				円	
預貯金額合計				円	

2 保険（生命保険・損害保険等）

	保険会社名	種類	保険証券番号	保険金額	管理状況等
①				円	
②				円	
保険金額合計				円	

3 不動産

	所在地・地番	地目・種類	固定資産評価額	管理状況等
①			円	
②			円	
③			円	
④			円	
⑤			円	

4 負債

	種類・債権者氏名等	債務額	管理状況等
①		円	
②		円	

5 その他（株・債券・現金等）

	種類等	金額	管理状況等
①		円	
②		円	
③		円	

[資料]

財産目録（２）

6 本人が相続分を有する遺産（ある場合に記入してください。）

	遺産の種類（不動産は所在・地番を，預貯金は金融機関名，口座番号等を記入してください。）	金額	管理状況等
①		円	
②		円	
③		円	
④		円	
⑤		円	
合計		円	
法定相続分の総額（本人の相続分は 分の ）		円	

（以下の欄は，財産目録（１）で書ききれなかった場合にご使用ください。）

	種類等	金額	管理状況等
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	
6		円	

	種類等	金額	管理状況等
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	
6		円	

貨物自動車運送事業における行政処分等について

貨物自動車運送事業における行政処分については、貨物自動車運送事業法第三十三条(許可の取消し等)において規定されています。また、同法第三十四条において、事業用自動車の使用の停止又は事業の停止処分をする場合及び処分期間が満了した場合の措置について具体的な方法が明記されています。

貨物自動車運送事業法

第三十三条(許可の取消し等)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第八十三条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十四条第一項の規定による処分若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 第五条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

第三十四条

国土交通大臣は、前条の規定により事業用自動車の使用の停止又は事業の停止を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を国土交通大臣に返納し、又は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取り外した上、その自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。

2. 国土交通大臣は、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了したときは、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録番号標を返付しなければならない。
3. 前項の規定により自動車登録番号標(次項に規定する自動車に係るものを除く。)の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付け、国土交通大臣の封印の取付けを受けなければならない。
4. 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法第十五条の二第五項又は第十六条第二項の規定による一時抹消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第十五条の二第五項又は第十六条第二項の一時抹消登録証明書を交付しないものとする。

行政処分等の基準(1)

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行う場合の基準については、各運輸局単位で定められ、公示されています。北海道運輸局については、平成16年7月15日付(北自貨第164号、北自監第112号、北技安第235号)最終改正平成19年6月29日付、平成19年6月29日から施行の基準によります。この基準による行政処分の種類は、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業の全部又は一部の停止処分及び許可の取消し処分とされ、これらに至らないものは、口頭注意、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」と規定しています。

行政処分等の基準(2)

行政処分等を行うべき違反行為は、別に定める。とされています。(後述)

行政処分等の基準(3)

違反行為により処分対象となる営業所が廃止された場合について規定されています。

行政処分等の基準(4)

違反行為が営業所以外の事務所に係るものである場合について規定されています。

行政処分等の基準(5)

行政処分等については、必要に応じて、北海道運輸局に置く北海道運輸局自動車運送事業等関係行政処分審査委員会の議に付すものとする。とされています。

行政処分等の基準(6)

行政処分等(許可の取消処分を除く。)を行う場合は、原則として事業者を運輸支局又は北海道運輸局に呼出して事業の改善について指導するとともに、その状況について処分の日から3ヶ月以内に報告を行うよう措置するものとする。とされています。

処分日車数制度

処分日車数制度については、別に定める基準により日車数が定められているとともに違反行為ごとに決定される日車数を合計して得られる日車数(当該合計日車数が5の倍数以外となる場合にあっては、当該合計日車数の直近上位に相当する5の倍数の日車数以下「処分日車数」という。)を付するものとする。ただし、処分日車数の算出において、次の各号ごとに日車数が最も大きい違反行為以外の違反行為に係る日車数については、2分の1を乗じた上で算入するものとする。

- ①法第17条第2項に係る違反行為(過積載に係るもの)
- ②法第22条の2に係る違反行為(輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)
- ③安全規則第10条第1項に係る違反行為(運転者に対する適切な指導及び監督)
- ④法第17条第2項、法第22条の2又は安全規則第10条第1項以外の規定に係る違反行為

違反点数制度(1)

行政処分を行うべき違反行為に係る営業所には、上記の処分日車数制度による処分日車数10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。と規定されています。

違反点数制度(2)

上記(1)により営業所に付された違反点数は、事業者ごとに管轄区域単位で累計し、当該営業所を管轄する北海道運輸局において管理を行うものとする。と規定されています。

違反点数制度(3)

上記(2)による累計期間は3年間とし、行政処分を行った日から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、次の各号に掲げる営業所に付された違反点数については、行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該営業所が行政処分を行った日から2年間ほかに違反点数を付されなかった場合(行政処分を行った日から2年間に当該営業所に係る自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第2号に規定する事故(第一当事者となった事故に限る。)又は過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型車等無資格運転若しくはひき逃げが発

覚した場合を除く。)は、行政処分を行った日から2年を経過する日をもって消滅するものとする。

①行政処分を行った日以前の2年間に於いて違反点数を付されていない営業所

②行政処分を行った日に於いて全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所に認定されている営業所

違反点数制度(4)

営業所の廃止があつたときは、当該営業所に付されていた違反点数は、上記(3)により消滅すべき日までの間、当該管轄区域内の営業所に付されているものとして累計する。と規定されています。

違反点数制度(5)

事業者たる法人の合併があつたときは、合併後の法人は、合併前のそれぞれの法人の営業所に付されていた違反点数をすべて承継するものとする。と規定されています。

違反点数制度(6)

事業者たる法人の分割があつたときは、分割により一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を承継した法人は、承継した営業所の所在する管轄区域内の分割前の法人の営業所に付されていた違反点数をそれぞれ承継するものとする。と規定されています。

違反点数制度(7)

上記(5)及び(6)の規定は、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の譲渡し、譲受け及び相続の場合に準用する。と規定されています。

違反点数制度(8)

上記(4)及び(6)の場合(上記(7)により準用する場合を含む。)において、廃止された営業所又は承継しなかつた営業所に付されていた違反点数については、上記(3)ただし書の規定は適用しないものとする。と規定されています。

自動車等の使用停止処分

自動車等の使用停止処分は、原則として違反行為に係る営業所に所属する事業用自動車について、6ヶ月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、事業停止処分又は許可の取消し処分を行う場合は、自動車等の使用停止処分は行わないものとする。と規定されています。また、自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車の数(以下「処分車両数」という。)は、処分日車数及び当該違反行為に係る営業所に所属する事業用自動車数に応じて決められます。(けん引車及び被けん引車については、合計して1両とした上で算入するものとする。)

自動車等の使用停止処分を行う期間は、処分日車数を別表による処分車両数で除して得た整数の日数とする。この場合において処分日車数に余りが生じたときは、自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日車数の使用停止をさらに行うものとする。

別表に定める処分日車数を上回る車両数を処分日車数とすることが適切であると認められる場合は、上記により算出される期間が10日以上となる範囲で、別表に定める処分車両数を上回る処分車両数を決定するものとする。

別表

処分日車数	所属する事業用自動車の数				
	1両～10両	11両～30両	31両～60両	61両～100両	101両～
～30日車	1両	1両	1両	1両	1両
35日車～60日車	1両	2両	2両	3両	3両
65日車～100日車	1両	2両	3両	5両	5両
105日車～300日車	2両	3両	5両	8両	10両
305日車～	3両	3両	5両	10両	15両

※事業用自動車の使用停止処分の場合、自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置の命令があり、自動車登録番号標の領置が特に困難な場合は、総走行距離計による確認又は臨店による監視その他使用停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。とされています。

事業停止処分

事業停止処分を行なう場合及び事業停止処分の対象とする営業所(以下「処分対象営業所」という。)は、以下のとおりであり、許可の取消し処分を行う場合は、事業停止処分は行わないものとする。と規定されています。

- ①一の管轄区域に係る違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が30点以下の管轄区域における営業所について270日車以上の処分日車数を付された場合:当該違反行為に係る営業所
- ②累積点数が31点以上の管轄区域における営業所について、180日車以上の処分日車数を付された場合:当該違反行為に係る営業所
- ③違反点数の付与により、累積点数が51点以上となった場合:当該違反行為に係る営業所の所在する管轄区域内の全ての営業所(①及び②の処分対象営業所を除く。)

処分対象営業所は、事業停止期間中、当該営業所に所属するすべての事業用自動車について使用停止を行なうほか、当該営業所に係る関係行為を停止させるものとする。と規定されています。

許可の取消し処分

事業停止処分を過去2年間に3回受けていた事業者の営業所が上記①、②、③のいずれかに該当することとなった場合、違反点数の付与により累積点数が81点以上となった場合、自動車等の使用停止処分若しくは事業停止処分又は法第34条第1項の自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置命令に違反した場合、法に定められた以下の命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ当該命令に従わなかった場合

- ア. 法第8条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令
- イ. 法第16条第3項に規定する安全管理規程変更命令
- ウ. 法第16条第7項に規定する安全統括管理者解任命令
- エ. 法第23条に規定する輸送の安全確保の命令
- オ. 法第25条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令
- カ. 法第26条に規定する事業改善の命令
- キ. 道路運送法第84条第1項に規定する運送に関する命令

法第27条第1項又は第2項の規定に違反して名義を利用させ又は事業の貸渡し等をし、かつ反復、計画的なものと認められて行政処分を受けた事業者が当該処分を受けた日から3年以内にさらに当該違反をした場合、所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められる場合等が許可の取消し処分となることとなっています。

また、法人の合併により事業を承継した場合、分割により事業を承継した法人、事業の譲渡し、譲受け及び相続による場合は、違反点数制度の部分で述べたと同様に事業停止処分回数を承継し算入されるものとなっています。

行政処分又は命令の公表

この通達に基づく行政処分又は法第23条及び第26条の規定に基づく命令(以下「命令」という。)を受けた事業者の名称及び処分内容等をホームページ上で公表しています。

※行政処分等の基準を詳しく御覧になりたい方は、以下のアドレスにてご確認ください。

http://www.hkt.mlit.go.jp/kakusyu/gyoseisyobun/jidousha/kijunpdf/kamotu_kijun.pdf

違反行為及び日車数等について

行政処分等の基準(2)による具体的な違反行為及び日車数等については、平成16年7月15日付(北自貨第166号、北自監第114号、北技安第237号)最終改正平成20年3月31日付、平成20年7月1日から施行の通達によります。この通達による用語の意義について、①初回違反：違反行為のうち再違反又は累違反以外のものをいう。②再違反：行政処分を受けた日から3年以内に行われた同一営業所による同一の違反行為のうち、最初に行われたものをいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為(以下「過積載違反」という。)の場合は、過積載違反を行った日から3年以内に行われた同一営業所による過積載違反のうち、最初に行われたものをいう。③累違反：行政処分を受けた日から3年以内に行われた同一営業所による同一の事項に係る違反行為のうち、再違反以外のものをいう。ただし、過積載違反の場合は、過積載違反を行った日から3年以内に行われた同一営業所による過積載違反のうち再違反以外のものをいう。と規定されています。また、処分日車数の取り扱いが規定されています。

具体的な処分日車数について例をあげると、事業計画変更認可違反:営業所の位置の違反(法第9条第1項、同法施行規則第2条第1項第2号)による初回違反は、20日車又は10日車、再違反の場合は、60日車又は30日車、その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反:点呼の実施違反(法第17条第3項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)による違反は、未実施率20%未満の初回違反は、警告、再違反の場合は、20日車、未実施率20%以上～50%未満の初回違反は、10日車、再違反の場合は、30日車、未実施率50%以上の初回違反は、20日車、再違反の場合は、60日車、となっています。(運行管理者による点呼が1/3以上の場合)

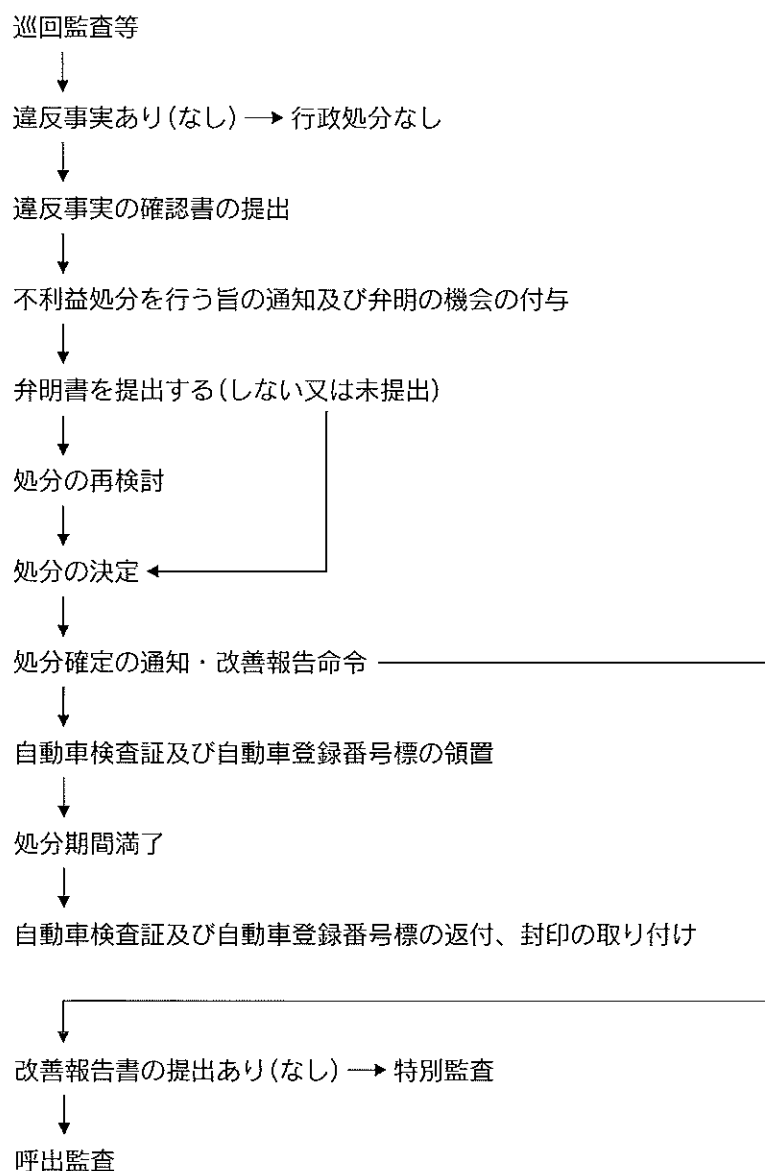
※上記の基準を御覧になりたい方は、以下のアドレスにてご確認ください。

http://www.hkt.mlit.go.jp/kakusyu/gyoseisyobun/jidousha/kijunpdf/kamotu_ihankoui.pdf

行政処分等に至るまでの流れ

貨物自動車運送事業者が行政処分を受けることとなる場合は、貨物自動車運送事業法、同法施行規則、

貨物自動車運送事業輸送安全規則等に定められた帳票の確認を巡回監査等により行い、事業計画違反、点呼、乗務記録等の帳票の未記入などを事業者立会いのもと確認します。違反事実があった場合、不利益処分を行う旨の通知及び弁明の機会の付与の通知が送付され、弁明期間内に弁明書が提出された場合は、処分の再検討が行われたのち処分決定がなされ、処分確定の通知を受けることとなります。この確定した処分が使用車両の停止の処分の場合は、当該運輸支局に自動車検査証及び自動車登録番号標の領置を受けることとなります。処分日車数期間が満了した場合は、当該運輸支局に当該車両を持ち込み、自動車検査証及び自動車登録番号標の返付を受け、封印の取り付けを受けることとなります。



上記のとおり、改善報告書提出後は、呼出監査、未提出の場合は、特別監査となり、この監査において違反事実があった場合は、再度行政処分が行われることとなります。

渉外業務初任者基礎講座のご案内

これから、入国管理局への申請取次の手続きや法務局での国籍・帰化申請の手続きを業務としようとする方を対象とした研修会です。

特に新入会員の方にお薦めします。

要 項

- テ ー マ：第1部 国籍・帰化許可手続きの基礎知識と実務
 ：第2部 入国管理法の基礎知識と申請取次業務の実務
 ：第3部 行政書士渉外事務所の経営について

開催日時：平成20年10月25日(土曜日) 午後1時30分から5時00分まで

開催場所：札幌中央区民センター

札幌市中央区南2条西10丁目(市営地下鉄東西線「西11丁目駅」下車)

定 員：15名

参 加 費：5,000円 資料代込み(研修会当日徴収します)

申込締切：平成20年10月18日(土曜日)まで ※なお、定員になり次第締め切ります。

申込方法：任意の用紙(申込書)に下記事項を記入しファクスでお申込みください。

ファクス番号 011-261-2657

申込書記入事項

・氏名、・住所、・電話番号、・ファクス番号、Eメールアドレス

※研修会終了後に懇親会を開催します(任意の参加)。

連 絡 先：行政書士国際法務研究会事務局

行政書士法人滝沢事務所気付 担当/堀川 011-261-2465

主 催：行政書士国際法務研究会

第5回渉外業務研修会開催のご案内

下記の要領で標記の研修会を実施します。今回は埼玉県を中心に活躍するベテラン実務家の荒岡先生を招聘し、渉外業務の最前線のお話しをしていただきます。

参加を希望する方はご連絡ください。

記

開催日時：平成20年10月16日(木曜日) 午後6時30分から8時00分まで

開催場所：札幌中央区民センター

札幌市中央区南2条西10丁目(市営地下鉄東西線「西11丁目駅」下車)

テ ー マ：「日本人と破綻した外国人配偶者」

講 師：日行連申請取次管理委員会委員

埼玉県行政書士会行政法務部長

荒岡克巳先生

参 加 費：2,000円(資料代込)+会費5,000円(半年間分・未納者のみ)

申込方法：氏名、所属支部、電話番号、FAX番号を記載の上、下記へFAXでお申し込み下さい。

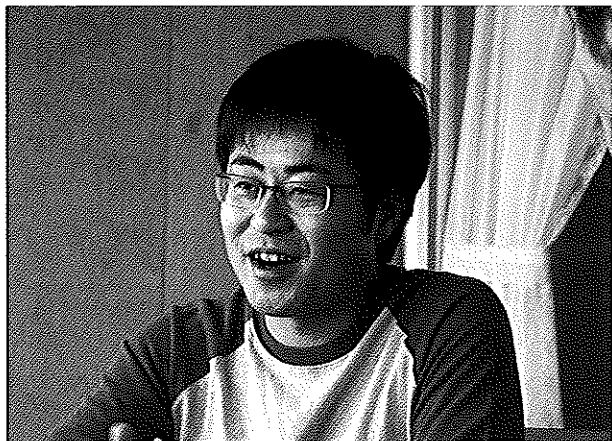
申 込 先：国際法務研究会事務局(滝沢事務所気付) 担当/堀川

FAX番号：011-261-2657

申込締切：平成20年10月10日(金曜日)まで

主 催：行政書士国際法務研究会

表紙写真提供者インタビュー



中島宏章さん

今年7月7日から9日まで洞爺湖サミットが開催され、G8首脳が環境・気候変動問題について討議しました。そんな中、私たち会報編集委員会も環境問題に焦点を当てて様々な角度から資料を調べる中で、ふと思った素朴な疑問があります。それは、「温暖化は野生生物の生態系に影響を与えるのだろうか」ということです。

そこで今回は特別企画として、10年もの期間にわたってコウモリの生態を観察し、写真を撮り続けてきた写真家の中島宏章(なかじま・ひろあき)氏にお話を伺いました。

* * *

編集委員：コウモリを撮影し続けているのはなぜですか。

中島氏：謎が多いということですね。謎は魅力的です。そして撮影がものすごく難しい。それがまた逆に魅力です。やみくもに撮っても撮れないので、撮影に入る前の観察に非常に多くの時間をかけています。おそらく実際に撮影する何十倍もの時間を観察に費やしているんじゃないでしょうか。夜行性であるということも撮影を難しくしている要因です。完全な夜行性で日没後30分位してからとか夜明けに見ることができます。

編集委員：「コウモリ」というと、洞窟とか血を吸うイメージがありますが。

中島氏：血を吸うコウモリは日本には全く生息していません。世界的にも南米の一部に数種類が生息しているのみです。北海道には16種類のコウモリが生息していて、5～10gの小さなものが多いのですが、その全部が蛾や蚊などの虫を食べています。果実を食べるコウモリもいますよ。沖縄など南のほうに生息しているオオコウモリがそうです。たしかに洞窟に集団で住んでいるコウモリもありますが、北海道では単独で、樹洞という樹木にある穴や枯れ葉の中にいるものが多いと思います。2センチくらいの間隔があれば隠れられますから。札幌市内にもものすごい数のコウモリがいるんですよ。

編集委員：地球の温暖化がコウモリなどの野生生物に与える影響というのはあるのでしょうか。

中島氏：影響は当然あるのですが、それを分かりやすく示す事は非常に難しいです。その動物によってマイナスの影響であったり、プラスの影響であったりするからです。よく言われているのは、温暖化で動物の分布が北上しているという事です。生物は常に種ごとに広がろう広がろうとしています。本来なら暖かい地方でしか生息しない種が温暖化の影響で、以前は寒かつ



コテングコウモリ

た地方でも見られるようになってきている。コウモリに関しても本来は南の暖かな地方に生息している種が温暖化の影響で北上してくる事が今後はあるかもしれません。でも断定はできません。



コウモリの夜間の休憩所

編集委員：コウモリは冬はどうしているのですか。

中島氏：冬眠しているはずですが。岩の隙間や古いトンネルの中などで。コウモリは哺乳類なのにトカゲのように体温を自分で変えることができるんです。寒い冬には体温も心拍数も下げて生き延びるための機能が働くんです。彼らは用心深そうに枯れ葉に隠れたりしながらも、時には大胆に春先の残雪の上で寝ていたりすることもあります。そのあまりの無防備さにも驚きました。本当に謎の多い生き物です。でもその謎がまた魅力なんですよ。



コウモリを探す中島さん

中島宏章(なかじま・ひろあき) 写真家

<http://www.vesta.dti.ne.jp/~miyumaru/>

1976年北海道生まれ。札幌市在住。幼少の頃より、昆虫や野鳥に親しむ。鳥類やほ乳類の環境調査に従事しながら北海道の自然を撮影し続けている。日本自然科学写真協会会員。生物分類技能検定1級(鳥類専門分野)。現在、北海道の自然を知るネイチャーグラフィックマガジン『FAURA (ファウラ)』で執筆記事と写真を連載中。

中島宏章・佐藤晶人 写真展『二人十色』開催中

2人で十色。若手自然写真家の個性が激突

期間：2008年9月2日～9月28日

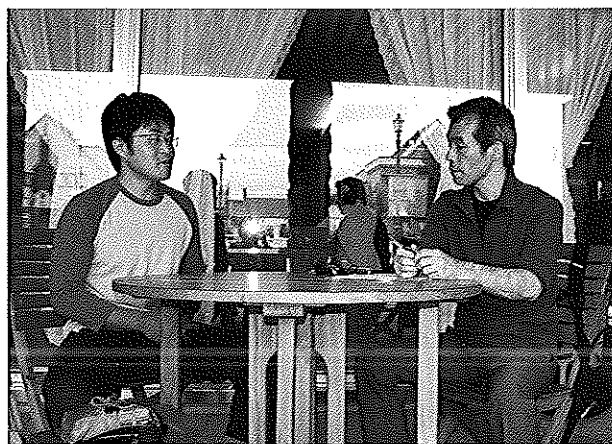
(27日は2人とも会場にいます)

場所：自然ふれあい交流館

北海道江別市西野幌685-1

011-386-5832

開館時間：9時～17時(入館無料)



中島さんと編集委員

札幌支部会員交流会が開催されました

平成20年8月2日(土)、札幌支部会員交流会が開催されました。

この交流会は、支部会員の交流・懇親を目的として、支部総会や研修会とは違った趣旨の企画がなされました。第1回の開催となった今年度は、ボーリング大会と表彰懇親会が催され、44名の支部会員が参加しました。終始和やかで楽しい雰囲気でしたが、個人スコアとレーン毎の表彰が行われるボーリングでは、普段ボーリングをしている会員も初めてボーリングを経験する会員も真剣になり、白熱したゲームとなりました。



懇親会の様子



ボーリング大会の様子

平成20年度 新入会員研修(集合研修)が開催されました

平成20年9月4日(木)、5日(金)の2日間にわたり、平成19年度中に登録した会員を対象に、日本行政書士会連合会中央研修所による新入会員研修(集合研修)が、札幌きょうさいサロンにて開催されました。

研修内容の項目としては、専門家責任(職業倫理)、要件事実・事実認定論概論、リーガルカウンセリング、行政書士法(業際問題を含む)、事務所経営について講義がなされ、全ての研修が終了した後、参加会員には修了証書が交付されました。



会場の様子

網走支部業務研修会「任意後見と遺言について」

8月23日(土)午後1時30分より、北見市・北見経済センター会議室において、「任意後見と遺言」と題して第一部の参加者46名、第二部の参加者22名により、支部業務研修会を開催しました。講師に、北見公証役場公証人であられる富手力夫氏を迎え、研修会は二部に分け、一部は昨年に引き続き市民参加型とし、二部を行政書士の実務に関する内容構成の研修会としました。日常生活の身近な問題でもあり、多くの方が参加され、関心の高さが伺えました。公正証書から見た任意後見や遺言の手続など、実務上の例などを挙げていただきながら、講義していただきました。

「老年と老後は全く異なる語。また人によって認識の異なる語だと思います。老年はだいたい60代半ばを指すしますと、老後は自分の人生を自分でやっていけないことを指すのではないかと、そう考えると老後を迎える

ことなく往生される人がかなりいらっしゃる。よりよい老後を迎えるための備えとして、任意後見制度や公正証書による遺言を活用されることが、トラブルを未然に防ぐ手段の一つです。実際に、行政書士をはじめ、弁護士、司法書士や社会福祉協議会などの法人等が後見人になるケースが多いです。」と語られました。



富手力夫氏



会場の様子



^{ふなだ} 舟田 ^{まさよし} 正義 昭和16年5月8日生
 札幌支部 平成20年6月15日入会
 事務所 旭川市旭岡3丁目5775番地の8
 TEL 0166-53-1261
 FAX 0166-53-1261

〈コメント〉

会員各位のご助言を賜り、地方行政に携わった経験を生かし努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。



^{せきめ} 関目 ^{たけし} 健 昭和46年9月26日生
 札幌支部 平成20年7月1日入会
 事務所 札幌市北区北29条西5丁目1番7号
 カーサレクエルD3A号
 TEL 011-737-0350
 FAX 011-737-0350

〈コメント〉



^{わたなべ} 渡部 ^{ちずこ} 千鶴子 昭和22年7月31日生
 網走支部 平成20年7月1日入会
 事務所 北見市北進町5丁目3番2号
 TEL 0157-23-8402
 FAX 0157-23-8402

〈コメント〉

42年間の行政経験を生かし、地域の便利屋さんとして親切をモットーに仕事をしていきます。



^{のろ} 野呂 ^{としひこ} 敏彦 昭和20年10月11日生
 札幌支部 平成20年7月1日入会
 事務所 札幌市東区東苗穂4条2丁目1番58号
 TEL 011-786-6559

〈コメント〉



^{いしだ} 石田 ^{けいすけ} 恵介 昭和54年2月19日生
 札幌支部 平成20年7月1日入会
 事務所 札幌市北区あいの里1条4丁目21番8号
 TEL 090-1309-0271

〈コメント〉

時に、お金を払っていながら、妙に嬉しくなることがあります。いい買い物をしたときです。そういう瞬間を目指します。



^{やました} 山下 ^{なおや} 直也 昭和45年8月26日生
 札幌支部 平成20年8月1日入会
 事務所 札幌市手稲区稲穂1条7丁目8番16号
 サンテラス星置I 202号
 TEL 011-299-2215
 FAX 011-299-2209

〈コメント〉

山下です。前職は北海道庁でした。非営利法人関連の業務に取組みたいと考えています。よろしくお願いいたします。



^{くまがい} 熊谷 ^{つとむ} 勉 昭和25年6月19日生
 札幌支部 平成20年8月1日入会
 事務所 札幌市白石区栄通12丁目4番5-402号
 TEL 011-836-4387
 FAX 011-836-4387

〈コメント〉



^{いけすえ} 池末 ^{だいすけ} 大介 昭和55年11月11日生
 札幌支部 平成20年8月1日入会
 事務所 札幌市豊平区中の島1条3丁目1番21号
 第2堀内ハイッ107号
 TEL 011-816-2556
 FAX 011-816-2556

〈コメント〉



^{ささき} 佐々木 ^{しん} 伸 昭和23年3月15日生
 札幌支部 平成20年8月1日入会
 事務所 札幌市西区発寒6条11丁目9番21-302号
 TEL 011-665-6190
 FAX 011-665-6190

〈コメント〉



^{いしとび} 石飛 ^{さだのり} 貞典 昭和26年7月21日生
 札幌支部 平成20年8月1日入会
 事務所 札幌市豊平区中の島1条7丁目6番22号
 デイリーハットII 101号室
 TEL 011-301-4115
 FAX 011-301-4115

〈コメント〉

このたび皆様のお仲間に入れて頂くことになりました。知識も経験も乏しく勉強の毎日です。色々ご指導下さい。

会議開催状況 <7~8月>

〈 理事会・常任理事会・正副会長会 〉

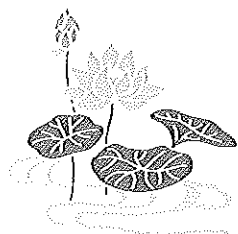
会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
第4回常任理事会	平成20年 7月 10日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)網紀委員会報告の扱いについて (2)自販連各支部の指導について (3)当面する課題について (4)その他
第5回常任理事会	平成20年 8月 8日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)専門委員会のあり方及び再編について (2)網紀事案について (3)当面する課題について (4)その他

〈 部会 〉

会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
第1回業務部会	平成20年 7月 1日	本会会議室	
第1回企画開発部会	平成20年 7月 11日	本会会議室	
第2回総務部会	平成20年 8月 1日	本会会議室	

〈 委員会 〉

会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
第2回研修委員会	平成20年 7月 1日	本会会議室	
第6回ホームページ運営委員会	平成20年 7月 2日	本会会議室	
第2回ADR推進委員会	平成20年 7月 9日	本会会議室	
第4回登録調査委員会	平成20年 7月 9日	本会会議室	登録調査 新規6名、変更7名
第6回会報編集委員会	平成20年 7月 10日	リンケージプラザ	
第7回ホームページ運営委員会	平成20年 7月 16日	本会会議室	
第7回会報編集委員会	平成20年 7月 28日	本会会議室	
第5回登録調査委員会	平成20年 8月 6日	本会会議室	登録調査 新規6名、変更4名
第1回会費等長期滞納整理委員会	平成20年 8月 8日	本会会議室	
第8回ホームページ運営委員会	平成20年 8月 11日	本会会議室	
第8回会報編集委員会	平成20年 8月 27日	本会会議室	
第9回ホームページ運営委員会	平成20年 8月 28日	本会会議室	



ご逝去

ここに謹んで、
ご冥福をお祈りします。

札幌支部

二〇八五番

小平 トミ

去る平成二十年八月五日にて永眠

(享年七十歳)

編集後記

行政書士は、お客様の「幸せづくり」を業として
います。だとすれば、一見サービス業のように思
われる行政書士業も、「幸せ」を作り出すという製
造業なのかも知れません。

そこで、お客様にとっての「幸せ」とは何なのか
と考えてみると、「幸せ」とは、客観的状況ではな
く、幸せとすることができる心理状態ですから、
我々が作り出す「幸せ」というものも、お客様に

合わせて個別具体的に考え、対応する必要がある
ということになります。行政書士としての経験を
積み、多くの案件をこなしているうちに、次第に
業務になれてはきますが、その一方で画一的な処
理になる可能性があります。そんな時こそ、本来、
オーダーメイドの幸せづくりであるという原点に
立ち返り、心を込めて業務に徹したいと思います。

2008. 9. 第 291 号

平成20年9月25日発行

発行人：加藤 隆夫

編集人：松井 隆文

発行所：北海道行政書士会

印刷所：(株) スリーエス印刷

郵便番号 060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目1番4号

北1条サンマウンテンビル5階

TEL 代表(011) 221-1221・FAX(011) 281-4138

取引銀行 北海道銀行本店 (当 19116)

北洋銀行本店 (普 0742651)

北洋銀行札幌南支店 (普 0570344)

札幌銀行本店 (普 389444)

振替口座 02730-0-8224 番

会員数の概要

総 会 員 数				前年同月比	前 月 比
1,505 (個人 1,496・法人 9)				+ 26	+ 1
男性	1,368	女性	128		

平成20年8月末現在

次号の記事の締切は10月末です。

おまかせください 行政書士

行政書士は許認可・登録申請、遺言や相続、
色々な契約・届出などの
相談から書類作成までサポートします。

あなたの街の法律家

北海道行政書士会

検索

表紙の写真



ヤマコウモリ

コウモリ目ヒナコウモリ科

現在北海道では19種のコウモリが見つかっています。ヤマコウモリは道内に生息するコウモリの中では最大で、両翼を広げると40cm近くあります。

体重は35～60g。体毛はつやのある茶褐色。

基本的には、神社や公園の太い木の樹洞を昼間のねぐらとし、夕方頃から餌を求めて行動し始め、明け方に再びねぐらに戻ります。餌は主に昆虫類で、一晩で体重の半分ほども食べます。